



3第5008号  
令和3年12月2日

中野市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会長 渡辺 重雄 様

中野市長 湯本 隆英

中野市国民健康保険税の算定方式について（諮問）

中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

## 記

### 1 諮問の趣旨

中野市国民健康保険税の算定方式にある資産割について、現在、本市は、国民健康保険税の算定方式を、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式としていますが、平成30年度から県が国民健康保険事業の財政運営の主体となり、県は、令和3年度に県内被保険者間の保険税負担の平準化のため、保険税水準統一の方針を示しました。

方針では、令和9年度までに資産割を廃止し、県内全市町村の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式とすることとしていますので、本市において県の方針に従い令和9年度までに資産割の廃止を検討しています。

### 2 諮問事項

資産割の廃止の時期及び方法等